

第七十四回
貴族院 人事調停法案特別委員會議事速記録第九號

付託議案(追加)
司法保護事業法案

昭和十四年三月十八日(土曜日)午後一時

三十七分開會

○委員長(伯爵「荒芳德君」) 只今ヨリ本委

員會ヲ開催致シマス、商法ヲ引用スル條文

ノ整理ニ關スル法律案ニ付テ御質疑ガアレ

バ御許シヲ致シマス……別ニ御質疑ガナイ

ヤウデアリマスカラ討論ニ移リタイト存ジ

マス……討論ハ是ニ終結致シタモノト認メ

マシテ、本法律案ニ關シテ採決ヲ致シタイ

ト存ジマス、本法律案ヲ可トスル諸君ノ擧

手ヲ願ヒタイト存ジマス

(總員舉手)

○委員長(伯爵「荒芳德君」) 全會一致ト認

ムマス、之ヲ以チマシテ本法律案ハ可決確

定ヲ致シマシタ

○政府委員(倉元要一君) 只今ハ商法ヲ引

用スル條文ノ整理ニ關スル法律案ヲ御審議

御議了下サイマシテ、誠ニ當局ト致シマシテ

ハ皆様方ノ連日ノ御骨折ニ對シマシテ深ク

感謝スル次第アリマス、有難ウゴザイマス

○委員長(伯爵「荒芳德君」) 次ニ司法保護

事業法案ニ關シマシテ、政府當局ノ提出ノ理由並ニ御説明ヲ求メタイト存ジマス

○政府委員(倉元要一君) 御説明申上ゲマス、司法保護事業法案提出ノ理由ニ付キマ

シテハ、本會議ニ於テ其ノ概要ヲ申述ベタ

ノデアリマスガ、尙少シ補足的ニ御説明申上ゲタイト存ジマス、最近ニ於ケル犯罪

現象ヲ見マスルニ、再犯ハ遞増ノ情勢ヲ示シテ居ルノデアリマシテ、之ヲ長期戦下ニ

於ケル犯罪ノ推移ト併セ考慮致シマスルトキハ、急速ニ之ガ防遏ニ關スル對策ヲ確立

シ、以テ銃後ニ於ケル人の資源ノ確保ト治安ノ維持トニ資スルノ要切ナルモノガアリ

マス、御承知ノ如ク、刑政ニ於ケル検察、裁判及ビ行刑ハ、孰レモ再犯防遏ニ關係ヲ

有スルモノデハアリマスガ、特ニ司法保護ノ機能ハ再犯防遏ニ直接重要ナル關係ヲ有

スルモノデアリマス、然ルニ我ガ國ニ於ケル司法保護ノ機構ヲ見マスルニ、國家機關

トシテハ、保護觀察所、少年審判所及び少年院ノ三者ガアルノミデアリマス、保護觀察

所ハ全國ニ設置サレ、思想犯ノ保護指導ニ

相當ノ成績ヲ擧ゲテ居ルノデアリマスガ、

少年保護ノ任ニ當ル少年審判所及び少年院ハ僅カニ四箇所ニ設置サレテ居ルニ止マリ

マシテ、少年保護ノ完璧ヲ期スル上ニ遺憾ノ點ガ少クナインデアリマス、然ルニ一般

犯罪者ノ保護ニ付テハ毎年ノ要保護者數十萬人ニ達スルニモ拘ラズ、之ニ關スル國家

的施設ナキ爲ニ、之ニ對スル保護ハ主トシテ民間ニ於ケル保護事業經營者ノ手ニ依ツ

テ爲サレツ、アルノ實情デアリマシテ、其ノ負擔極メテ過重デアリマス、勢ヒ一般犯

罪者ノ再犯率モ大ナルヲ免レスノデアリマス、從ツテ關係方面ヨリ屢々一般犯罪者保護ノ制度化ガ要望セラレマシテ、議員提出ニ係ル司法保護法案モ第六十四議會以來三回ニ

瓦ツテ衆議院ニ於テ可決サレテ居ルヤウナ

一般保護觀察法ヲ制定シ且少年法ノ保護處分ノ全國普遍化ヲ圖リ、以テ再犯防遏施設ノ整備ヲ圖リタイト考ヘテ居リマスガ、國家財政ノ現狀ニ鑑ミマシテ、取敢ズ民間ニ

於ケル司法保護事業ノ整備擴充ヲ圖ルベク、本法案ヲ提出スルニ至リマシタ次第アリ

マス、即チ本法案ノ目的ト致シマスル所ハ、寄付金募集ニ關シテハ許可制ヲ厲行スルコ

刑政ノ目的ノ達成ニ必要ナル司法保護事業ノ充實ヲ圖リマスル爲ニ、民間ノ司法保護

事業ヲ助成、監督、指導シテ其ノ機能ヲ伸張セシメマスルト共ニ、司法保護委員制度ノ

實施ニ依ツテ更ニ之ヲ補強シヨウトスルモノ

ノデアリマス、司法保護事業ニ對シマシテハ、

シテハ、之ヲ助長スルコトニ付キ考慮シ、從來政府ニ於キマシテモ其ノ重要性ニ鑑ミ

マシテ、之ヲ助長スルコトニ付キ考慮シ、

マシテ、之ガ助成監督ノ途ハマダ制度トシテ

交付シテ之ガ發達ヲ圖ツテ來タノデアリマスガ、之ガ助成監督ノ途ハマダ制度トシテ

確立セラル、ニ至ラナカッタノデアリマス、仍テ本法案ニ於キマシテハ特ニ獎勵金ヲ

設立ニ付認可制ヲ採リ、監督上必要アル場

合ニ於テハ、事業ニ關スル報告ヲ徵シ、實況ヲ調査シ、又事業ノ經營ニ關シ指示ヲ爲

シ得ルコトト致シ、又往々弊害ヲ伴ヒ易イ

一
第四部第一〇類 人事調停法案特別委員會議事速記録第九號

トトシ、必要ナル罰則ヲモ規定致シタノデ
アリマス、尙此ノ指導監督ニ付協力セシム
ベキ機關トシテ、司法保護事業委員會ヲ設
置スルコトニ致シマシタ、斯クノ如キ助成
及び指導監督ノ方途ニ依リマシテ、民間ニ
於ケル司法保護事業ノ機構ノ整備ト、其ノ
機能ノ充實ヲ期待セムトスルモノデアリ
マスガ、併シナガラ司法保護ノ對象トセラ
ルベキ者ノ數ハ極ヌテ多數デアリマシテ、
民間ノ保護事業經營者ノミヲ以テシテハ、
其ノ全部ニ對スル保護ヲ竭シ得ナイ實情ニ
アリマスルノミナラズ、是等多數ノ要保護
識者ノ輔導援護ニ依ッテ、之ヲ更生セシメル
コトヲ適當トルモノモ多數存スルノデア
リマス、仍テ本法案ニ於キマシテハ、新ニ
司法保護委員制度ヲ創設シ、民間ノ適當ナ
ル者ニ司法保護委員ヲ嘱託シテ保護活動ヲ
ノ擴充強化ト相俟ツテ保護ノ機能ヲ助長ス
ルコトト致シタノデアリマス、尙詳細ナコ
トハ御質問ニ應ジマシテ、政府委員カラ説
明致サセマスガ、何卒十分ニ御審査下サレ、
此ノ法案ノ通過ニ御盡力アラムコトヲ切望

○政府委員(森山武市郎君)　御許ヲ得マシ
テ私ヨリ少シク法案ノ内容ニ付キマシテ補
足的ニ御説明ヲ申上ゲタイト存ジテ居ルノ
タ通リノ理由ニ依リマシテ、司法護保事業
法案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス
ガ、更ニ詳細ニ申上ゲタイト存ズルノデア
リマス、最近我が國ニ於キマシテ、年ヲ逐
ヒマシテ犯罪ノ數ガ増加ヲ致シテ居リマス、
犯罪ノ増加自體ハ決シテ歡迎スペキ現象デ
ハナイコトハ勿論デアリマスガ、是ハ觀察
ノ如何ニ依リマシテ、或國ガ可ナリ積極的
ナ躍進ヲ遂ゲテ行ク場合ニ於キマシテハ、
犯罪ノ數ハトモスレバ増加ノ傾向ヲ辿リ勝
チデゴザイマシテ、例ヘバ「アメリカ」ト云ヒ
「ドイツ」ト云ヒ相當活動シテ居ル國柄ニ於キ
マシテハ、犯罪ノ數ハ總體的ニ見マシテ相
當増加ノ傾向ヲ辿ッテ行ッテ居リマス、之ニ
反シマシテ必ズシモ活動的デナイ國家、例
ヘバ「デンマーク」、「スエーデン」、「ノル
ウェー」、ア、云々タヤウナ國柄ヲ見マスルト、
餘リ犯罪ハ増加シテ居ラナイヤウデアリマ
ス、併シナガラ犯罪ノ増加ハ姑ク措キマシ
テ、之ヲ再犯ノ増加ト云フ點カラ見テ見マ

スルト、是ハ決シテ歡迎スベキ所デナク誠ニ憂慮ニ堪ヘナイモノガアルノデゴザイマシテ、再犯ハ私共ト致シマシテ、有ユラル方法ヲ講ジマシテ、其ノ減少ヲ圖ラネバナラヌト存ジテ居ル次第デゴザイマス、釋放度合ヲ見ルノニ最適切ナルモノト致シマシテハ、刑務所ヨリノ釋放者ノ再犯状況デゴザイマス、現在刑務所ニ於キマシテハ五萬人以上ノ在監者ガ居ルノデゴザイマスガ、其ノ中ノ約五十「パーセント」乃至六十分「パーセント」ハ再犯者デゴザイマス、二度三度或ハ五度ト犯罪ヲ重ネテ來マシタ者ガ五割乃至六割ヲ占メテ居ルノデゴザイマス、而モ是等ノ再犯者ハ前刑ヲ終ヘテドノ程度ノ期間内ニ於テ再ビ犯罪ヲ犯シテ居ルノデアルカト云フコトヲ見マスルト、其ノ數ノ約四十九「パーセント」ハ刑務所ヲ出マシテ約半箇年内、アトノ半箇年内ニ於テ、更ニ十五「パーセント」、要シマスルニ刑務所ヲ出マシテ、一箇年内ニ約六十四「パーセント」ノ者ガ再犯ニ陥テ居ルヤウナ状況デゴザイマス、ソレナラバ何ガ故ニ刑ヲ犯シテ居ルノデアルカ、其ノ原因ヲ考ヘテ見マスルト、検察ノ段階ニ於キマシテ、

或ハ裁判ノ段階ニ於キマシテ、著シイ失當
ガアルトハ私共ハ考ヘナイノデアリマス、
又行刑ノ段階ニ於キマシテモ、御承知ノ通
リ、我ガ國ノ行刑制度ハ、世界ニ於キマシ
テモ殆ド一二ト言ッテ置イ程度ニ進歩發達
シテ居ルノデアリマスルガ、サウ云ッタヤウ
ナ行刑ヲ受ケ刑務所ヲ出ル其ノ當時ニ於キ
マシテハ、其ノ多數ノ者ガ再び犯罪ヲ繰返
ナサイト云フ決心ノ下ニ社會ニ出ルノデゴ
ザイマスルガ、而モ尙今申上ゲルヤウナ狀
況デゴザイマシテ、一年内ニ約六十四「パ一
セント」近クノ者ガ再犯ニ陥ッテ居ル次第
デゴザイマス、是ハ結局スル處、最後ノ段
階デゴザイマスル保護機構ニ於テ著シク缺
陷ガアルノデハナカラウカ、斯ウ私共ハ考
ヘテ居リマス、サウ致シマスレバ、此ノ缺
陷ヲ是正致シマシテ、サウシテ再犯ヲ防止
スルト云フコトハ、現下刑政ノ段階ニ於キ
マシテ、缺クベカラザルコトデハナカラウ
カトスウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、殊
ニ御承知ノ如ク、長期戦下ニ於キマシテハ、
戦争勃發ノ直後ニ於テコソ、色々ナ諸事情、
例ヘバ國民ノ一般的ナ緊張ト申シマスルカ、
或ハ壯年者ノ出征ト申シマスルカ、或ハ檢察
機能ノ同胞的惻隱ノ情ニ依ル檢舉ノ手心ト

申シマスルカ、サウ云ツタヤウナ色々ナ諸事
情ニ依リマシテ、犯罪ノ數ハ實際ニ比シマ
シテ、可ナリ減少ハシテ行クノデゴザイマ
スルガ、戰爭ガ三年ト續キ五年トナリマス
レバ、此ノ犯罪ノ數ガ又殖エテ參リマシテ、
殊ニ長期戦下、其ノ長期戦ノ直後ニ於キ
マシテハ、著シク犯罪ガ増加スルト云フコ
トハ、是ハ皆様御承知ノ通り、世界大戰ノ
際ノ交戦各國ノ實例ニ徵シテ明カナ所デゴ
ザイマス、サウ云ツタヤウナ諸事情ヲ考ヘ
マシテ、此ノ際ニ再犯防遏ノ機構ヲ完備シ
タク、斯ウ存ジテ居ル次第デゴザイマス、
固ヨリ我方國ノ再犯防遏施設ト致シマシテ
ハ、一面ニ於テハ國家ガ乘出シテ居リマス
ルモノト、或ハ他面ニ於キマシテハ民間ノ
人々ノ手ニ委シテ居ルモノト、二ツニ大別
致シマシテハ、昭和十一年法律第二十九號
ニ依リマシテ、思想犯保護觀察法ガ制定サ
ガ出來マシテ、是ハ思想犯防遏上相當ノ成
績ヲ擧ゲテ居ルノデゴザイマス、又少年ニ
付キマシテハ、少年審判所及ビ少年院ガア
ニ止ヅテ居リマスルノデ、是ハ可ナリ遺憾ノ
コトデゴザイマシテ、一日モ早ク少年法ノ

保護處分ノ全國普遍化ヲ圖ラナケレバナラ
スト存ジテ居ル次第デゴザイマス、併シナ
ガラ釋放者ノ大部分、犯罪再犯者ノ大部分
ハ、思想犯及ビ少年以外ノ一般犯罪デゴザ
イマス、處方此ノ分野ニ於キマシテハ、サ
ウ云ツタヤウナ國家ノ機關ガゴザイマセヌ
ノデ、總テガ民間ノ保護團體ノ手ニ委ネラ
レテ居ル實情デゴザイマス、只今我ガ國ニ
於キマシテ約千二百三十ノ司法保護團體ガ
ゴザイマスルガ、是ハ多クハ民間篤志家ノ
手ニ成ツテ居リマシテ、ナカノ此ノ經營ハ
骨ガ折レルノデゴザイマス、而モ最近ニ於
キマシテハ、釋放者即チ保護ヲシナケレバ
ナラナイ者ノ數ガドシ一増加致シテ居リ
マスルシ、寄附金ノ集リハ惡ウゴザイマス
ルシ、物價ハ騰ツテ參リマスルシ、保護團
體ノ持ツテ居ル此ノ基金ニ對スル金利ハ逐
年低下致シテ來テ居リマスモノデゴザイマ
スルカラ、此ノ保護團體ノ經營ハ非常ニ困
難ノ度ヲ加ヘテ來テ居ルノデゴザイマス、
此ノ際國家ガ此ノ保護團體ニ對シマシテ、
助成、指導、監督ヲ與ヘマシテ、其ノ機能
ヲ發揮スルト云フコトニ努メテヤラナケレ
バ、是等ノ保護團體ハ或ハ破産の現象ヲ呈
リマスルケレドモ、是ハ僅カニ全國四箇所
スルノデハナカラウカ、斯ウ考ヘル次第デ
ゴザイマス、ソレカラ一箇年數十萬ニ

達スル釋放者ヲ僅カ千二三百ノ司法保護
團體ノ手ニ委ネテ置クト云フコトモ、
是モ極メテ困難ナコトデゴザイマスルカ
ラ、民間ノ各方面ノ有力者ヲ迎ヘマシテ、
ニ犯罪防遏ニ努メテ戴キタイ、斯ウ云フ理
由ニ依リマシテ、司法保護法案ヲ提出致シ
タ次第デゴザイマス、尙法案ノ内容ニ付キ
マシテ、極メテ其ノ概要ダケヲ説明サシテ
戴キタイト思ヒマス、法案ノ第一條ハ、司
法保護事業ノ意義竝ニ其ノ範圍ヲ規定シタ
條文デゴザイマス、第一條ニ依リマスルト、
司法保護事業ト申シマスルノハ、左ニ掲グ
ル者ノ保護ヲ爲ス事業竝ニ右事業ニ關シ指
導聯絡又ハ助成ヲ爲ス事業、此ノ二通リノ
種類ヲ認メテアルノデゴザイマス、即チ第
一ノ種類ハ直接ニ保護ニ當ル事業デゴザイ
マシテ、第二ハ直接ニハ保護ニハ助成ヲ
スガ、其ノ事業ニ關シ指導聯絡又ハ助成ヲ
爲ス事業デゴザイマス、直接ニ保護ヲ爲ス
ケタル者デゴザイマス、第二號ハ刑ノ執行ノ
スル通り、第一ハ所謂起訴猶豫ノ處分ヲ受
けタル者デゴザイマス、第二號ハ刑ノ執行ノ
猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者デゴザイマス、第三
號ハ執行停止中ノ者、第四ハ刑ノ執行ノ
免除ヲ得タル者、第五ハ期間滿了ノ前ニ於

ト方法ハ極ムテ大切ナ事項デアリマスル爲
キマシテ、假ニ刑務所ヨリ釋放サレテ居ル
者、第六ハ刑ノ執行ヲ終リ
所謂假出獄中ノ者、第七ハ少年法ニ依リマ
シテ少年審判所ガ色々ノ保護處分ヲ致シマス
ガ、此ノ處デ掲ゲタ次第デゴザイマス、第一條
ノ第二項ニ於キマシテ、保護ノ種類及ビ方
法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムル旨ヲ規定シタ
スルノデハナカラウカ、斯ウ考ヘル次第デ
ゴザイマス、ソレカラ一箇年數十萬ニ

ニ、之ニ付キマシテハ相當詳細ナ命令、是ハ恐ラク其ノ形式ハ司法省令ニナルト思ヒマスルガ、命令デ規定シタイト存ジテ居ル次第デゴザイマス、保護ノ種類ト致シマシテハ、一般的ノ區別トシマシテハ、少年保護、思想犯保護、一般釋放者保護ト分類致シマシテ、更ニ加フルニ對象者ニ依ル細別ト致シマシテハ、初犯保護、或ハ再犯保護、婦人保護、老癡者保護、或ハ精神低格者保護、或ハ内地ニ居リマスル半島出身者ノ保護、或ハ起訴猶豫者ノ保護デアリマスルトカ、刑ノ執行猶豫者ノ保護デアリマスルトカ、サヴ云フヤウナコトニ付テ詳シク規定致シタイト思ツテ居ル次第デアリマス、尙保護ノ方法ト致シマシテハ、現在一時保護、直接保護、間接保護ト區別ハ致シテ居ルノデゴザイマスルガ、更ニ實質的ニ入りマシテハ或ハ生業助成デアリマスルトカ、或ハ融和、調停デアリマスルトカ、或ハ補導、援護デアリマスルトカ、サウ云ッタヤウナコトニ付キマシテ剝切的ナル規定ヲ置キタイト考ヘテ居リマス、第三條ハ「司法保護事業ヲ經營セントスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之居リマシテ、司法保護事業經營ニ付テ認可ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ」ト斯ウナッテ居リマシテ、司法保護事業經營ニ付テ認可

マス、此ノ點ニ付キマシテ司法保護事業ノヤウナ、所謂清ラカナル事業ニ付テ、是ハ單ニ屆出主義ヲ採ツテ行々タ方ガ宜イノデハナカラウカ、トスウ云々タヤウナ議論モ想像サレルノデゴザイマスガ、何ヲ申シマシテモ、司法保護事業ノ對象トナルベキ相手方ハ可ナリ複雜ナ性格ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、其ノ取扱ハ極メテ難澁デアリマス、其ノ意味ニ於キマシテ、相當専門的ノ人ガ必要デアリマスシ、尙其ノ施設モ相當完備シタルコトヲ必要トスルト云フ建前ヨリ致シマシテ、經營竝ニソレノ廢止ニ付キマシテハ主務大臣タル司法大臣ノ認可ヲ必要トスルト云フ建前ヲ採ツタ次第デゴザイマス、第四條ハ、司法保護事業ニ對スル監督ノ内容ヲ規定シテ居ルノデゴザイマス、即チ監督ノ内容ハ必要アル場合ニ於キマシテハ報告ヲ徵スルコト、實況ヲ調査スルコト、事業ノ經營ニ關シ指示ヲ爲スコト、大體此ノ法律ノ文面ニ於キマシテハ三ツノ方法ヲ豫想致シマシテ、サウシテ保護團體ノ經營ノ合理化ヲ期待致シテ居ルノデゴザイマス、第五條ハ、司法保護事業ニ關スル事項ノ調查ヲ委嘱シ得ル旨ノ規定ヲ置イタノデゴザイマシテ、是ハ別段御説明ヲ申上ゲル事項モ

ナイヤウデゴザイマス、第六條ハ、寄附金
ノ募集ニ付テ主務大臣又ハ地方長官ノ許可
ヲ必要トスルコトニ付テ寄附金募集ニ付テ
ノは許可規定デゴザイマス、御承知ノ如
ク司法保護事業ヲ經營スル場合ニ於キマシ
テハ、何ト致シマシテモ相當ノ金ガ掛ルノ
デゴザイマシテ、此ノ金ヲ只今ノヤウナ狀
態ニ於テ國家ガ獎勵費ヲ出シテ居ルダケデ
ハ到庭其ノ何分ノ一ヲモ充タスト云フコト
ハ出來難イ状況デゴザイマスルカラ、保護
事業家ハ勢ヒ一般社會ニ對シテ寄附金ヲ公
ニ募集スル、斯ウ云フコトニナルノデゴザ
イマスガ、何ヲ申シマシテモ寄附金ノ募集
ニ付キマシテハ、可ナリ危険ヲ伴フノデゴ
ザイマシテ、萬々一擬裝的ノ保護事業家ナ
ドガ現レマシテ、名前ヲ司法保護事業ノ經
營ニ藉リテ變ナ寄附金ノ募集ヲスル、斯ウ
云フヤウチコトニナリマスレバ、延イテハ
一般司法保護事業ノ經營ノ上ニ尠カラザル
スル必要ガアルノデハナカラウカ、サウ云
フ建前ノ下ニ於キマシテ、此ノ寄附金募集
ニ付テ許可制ヲ採リマシテ、更ニ其ノ募集
ニ付テ報告ヲ爲スベキコトヲ規定致シマ
シテ、更ニ寄附金茲ニ之ニ依リテ得タル財

要トスルト云フ規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、第七條ハ、事業經營者ガ本法ニ違反シタ場合、公益ヲ害シ若シクハ害スル虞アル場合、又ハ著シク不當ノ行爲ガアル場合ニ付キマシテハ事業經營ノ制限、是等ノ處分ヲ爲マシテハ事業經營ノ制限、是等ノ處分ヲ爲シ得ル旨ヲ規定致シタノデゴザイマス、無論斯ウ云ツタヤウナ處分ヲ爲スコトハ司法保護事業ノ經營者ニ取ッテハ可ナリ痛手デゴザイマシテ、其ノ適切妥當ヲ期スル必要ノアルコトハ固ヨリノコトデゴザイマスルカラ、斯ウ云フ處分ヲ爲ス場合ニ於キマシテハ、民間ノ實務家ヲ加ヘマシタ所謂司法保護事業委員會ノ意見ヲ聽クコトニ依ツテ其ノ處理ノ適切妥當ヲ期待シテ居ル次第デゴザイマス、第八條及ビ第九條ハ所謂積極的ノ獎勵ノ意味ヲ有スル規定デゴザイマス、即チ第八條ハ、獎勵金ノ交付ニ關スル規定デゴザイマシテ、「政府ハ司法保護事業ヲ經營スル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得」、斯ウ云フ建前ニ致シテゴザイマス、デ若シ此ノ法案ガ通過致シマシタ曉ニ於ケル獎勵金ノ高ハ大體ニ於キマシテ四十三四萬圓ノ程度ニナルノデゴザイマスガ、段々茲三四年來獎勵金方

増加シテ參リマシテ、四年前ニ於キマシテハ僅ニ八萬圓チヨット越シテ居タノデゴザイマスルガ、昨年度ニ於キマシテハ經常費ノ項目トシテ二十三萬圓ヲ超過スルコトニナリマシテ、今回又大藏當局ノ諒解ヲ得マシテ此ノ獎勵ガ四十三萬圓ヲ超過スルコトトナツタ次第デゴザイマスルガ、固ヨリ千二百三十餘ニ達スル司法保護事業團體ニ對シマシテ四十數萬圓ノ獎勵金ヲ交付スルダケデハ、極端ニ申上ゲマスレバ大シタ足シニハナラヌノデハナカラウカト云フコトト思ハノデゴザイマスルケレドモ、今後機會アフル毎ニ大藏當局トモ折衝致シマシテ、此ノ獎勵金ノ増加ヲ圖ッテ行キタイト存ジテ居ル次第デゴザイマシテ、「道府縣、市町村其ノ免除ニ關スル規定デゴザイマス、條文ノ示ス通リデゴザイマシテ、第九條ハ、地方稅ノ他ノ公共團體ハ司法保護事業ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ、」斯ウ云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、以上ガ大體司法保護事業經營者ニ對スル取扱ノ規定

的ニ從ツテ行ク者ガ所謂司法保護團體、言葉ヲ換ヘマスレバ、本法ノ所謂司法保護事業ヲ經營スル者ニナルノデゴザイマスガ、專門的デハナイガ、民間ノ有力者ニ於キマシテ、或ハ精神ノ指導、或ハ本人ト家族トノ融和、調停、或ハ職業ノ周旋、斯ウ云フヤウナコトニ付キマシテ力添ヘラシテ戴クト云フコトニナリマスレバ、是ハ専門的ノ司法保護團體ノ機能ノ不足ヲ補フノミナラズ、總テノ點ニ於テ便利ガアルノデゴザイマス、其ノ意味ニ於キマシテ第十條ニ司法保護委員ニ關スル規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、是ハ廣ク保護ノ網ヲ全國的ニ張リマシテ、出來マスコトデアリマスレバ、全國ノ各市町村、ドンナ小サナ村ニ於キマシテモ、尠クトモ一名ノ司法保護委員ハ置キタ依テ認可ノ取消又ハ事業經營ノ制限ヲ爲サナカツタ場合、ソレカラ第七條ノ規定ニデゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨第デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨マシテ、茲ニ罰則ニ關スル規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨第十三條ノ規定ヲ御覽下サイマシテ、此ノ司法保護事業法案ハ寧ロ監督的ノ色彩ガ極メテ濃厚デハナイカ、助成シ指導スルト云フ所謂司法保護事業ノ正當ナル發達ヲ促スニ足ル規定ガ少イノデハナイカ、斯ウ云ツタヤウナ御議論モ御生ジニナルノデハナイカト云フコトヲ考ヘルノデゴザイマス、固ヨリ此ノ法案ノ形ダケヲ見マスルト、實ハイサウ云ツタヤウナ監督的色彩ガ相當濃厚ニ出テ居ルト私共考ヘテ居ルノデゴザイマスルガ、御承知ノ如ク監督的ノ事項ハ主トシテ立法事項トナルノデゴザイマシテ、之ニ反シテ指導シ助成スルト云フ方面ハ必ズシ

モ法律ノ規程ヲ俟タナイデモ行政處分ノ手心致シマシテ、考ヘサセラルベキ問題ガ多イノデゴザイマス、併シナガラ又考ヘヤウニニ依リマシテハ、サウ云ツタヤウナ清ラカナ、美シイ、且犧牲的ノ事業デアルガ故ニ、名ヲ保護事業ニ藉リマシテ、サウシテ不正不當ノコトヲ爲ス者ガ出來マスレバ、ソレハ多數ノ司法保護團體ニ害ヲ及スノミナラズ、司法保護事業ノ正常ナル發展ヲ阻害スルトテ、旁、社會事業法ニモ斯ウ云フ轉嫁規定ガケル所謂例文見タヤウナモノデゴザイマス、是ハ社會事業法ノ規定ヲ斟酌致シ云ア結果ニモナル虞ガアルノデゴザイマスカラ、是ハ社會事業法ノ規定ヲ斟酌致シマシテ、茲ニ罰則ニ關スル規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨第十三條ノ規定ヲ御覽下サイマシテ、此ノ司法保護事業法案ハ寧ロ監督的ノ色彩シタ序ヲ以チマシテ、補足サシテ戴キタイト思ヒマスルコトハ、以上ノ條文即チ第一條乃至第十三條ノ規定ヲ御覽下サイマシテ、シタ序ヲ以チマシテ、補足サシテ戴キタイト思ヒマス、尚此ノ罰則ノ御說明ヲ申上ゲマシテ、茲ニ罰則ニ關スル規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、併シナガラサウ云フ趣旨第十三條ノ規定ヲ御覽下サイマシテ、此ノ司法保護事業法案ハ寧ロ監督的ノ色彩ガ極メテ濃厚デハナイカ、助成シ指導スルト云フ所謂司法保護事業ノ正當ナル發達ヲ促スニ足ル規定ガ少イノデハナイカ、斯ウ云ツタヤウナ御議論モ御生ジニナルノデハナイカト云フコトヲ考ヘルノデゴザイマス、固ヨリ此ノ法案ノ形ダケヲ見マスルト、實ハイサウ云ツタヤウナ監督的色彩ガ相當濃厚ニ出テ居ルト私共考ヘテ居ルノデゴザイマスルガ、御承知ノ如ク監督的ノ事項ハ主トシテ立法事項トナルノデゴザイマシテ、之ニ反シテ指導シ助成スルト云フ方面ハ必ズシ

モ法律ノ規程ヲ俟タナイデモ行政處分ノ手心致シマシテ、考ヘヤウニ依リマスレバ、斯クノ如キ司法嫁規定デゴザイマシテ、此ノ轉嫁規定モ、ニ從フ民間ノ事ト致シマシテ經營的、専門云フコトニ付キマシテハ、色々ナ觀點ヨリ

ノ法案ガ幸ニ御協賛ヲ願ヘマシテ、實施セラル、曉ニ於キマシテハ、或ハ勅令規定ノ内容、或ハ施行規則デアリマスルカ、省令ノ規定ノ内容ト云フモノニ付キマシテ慎重ニ有ラユル場合ヲ想像致シマシテ、此ノ法案ノ判定ガ司法保護事業ノ躍進ニ資スベキモノデアッテ、司法保護團體ノ助成指導ヲ主眼トシ行キタイト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、尙附則ト致シマシテハ、附則ノ第二項ニ、現在司法保護事業ヲ經營シテ居ル者ニ對シテハ認可主義デ臨ムノデハデゴザイマスケレドモ、一定ノ期間届出ヲ爲シタル場合ニ於キマシテハ、之ガ認可ヲ受ケタモノト看做スト云フ規定ニ依リマシテ在來ノ司法保護事業經營ニ對スル態度ヲ規定シテゴザイマス、尙寄附金ニ對スル規定ニ付キマシテハ、現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケテヤッテ居ルモノニ付テハ別ニ改メテ許可ノ申請ヲシテイデモ宜シイト云フ、此ノ點モ附加ヘテ置イタノデゴザイマス、以上極メテ杜撰ナ御説明デ恐縮デゴザイマシタガ、本法案ノ大體ノコトヲ御説明申上ゲタ次第デゴザイマ

カラ司法保護事業法案ニ付テ御提出ノ理由
並ニ其ノ内容ニ付テ御説明ヲ伺ヒマシタ
議院カラノ提出デゴザイマスカラ、一應政
府ノ御意見ヲ伺ッテ置キタイト存ジマス
○政府委員（倉元要一君） 議院提出ニ係リ
マスル裁判所構成法改正案及び検察廳法案
ニ對スル政府ノ意ノ在ル所ヲ一應御説明申
上ガタイト思ヒマス、現行司法制度中刷新
改善ヲ加フルコトヲ要スルモノノアリマス
コトハ、政府ニ於テモ之ヲ認ヌテ居ル次第
デゴザイマス、御承知ノヤウニ第七十一議
會ニ於キマシテ、衆議院ノ司法制度草正ニ
關スル決議ノ趣旨ニ副ヒマスル爲ニ、昨年
七月朝野各方面ノ權威者ニ委員ヲ委嘱致シ
マシテ、司法制度調査委員會ヲ設置致シタ
ノデゴザイマス、目下現行制度ニ對シマシ
テ十分ナル檢討ヲ其ノ委員會ニ於テ加ヘツ
ツアルヤウナ狀態デゴザイマシテ、本法案
ハ其ノ内容ニ於テ現行制度ヲ根本的ニ改革
セムトスル重大ナル意義アルモノデゴザイ
マスカラ、右委員會ニ於テ審議ヲ願フコト
ニ致シタトイ思ウテ居リマス、檢察制度ノ
問題ニ付キマシテハ、右委員會ニ對スル諸
間ノ第二號ト致シマシテ、特別委員會ニ於

シタナラバ、其ノ成案ニ基キマシテ本問題
ニ付テ善處致シタイト云フ考ヲ持ッテ居ル
次第デゴザイマス、少シク各法案ヲ解剖的
ニ搔イ摘ンダ大略ヲ政府ノ意見ヲ申上ゲタ
イト思ヒマス、第一 檢事局分離ト云フコト
ガ其ノ法案ノ中ノ一ツノ骨子トナツテ居ル
ノデゴザイマシテ、本件提案ノ要旨ハ、檢
事局ヲ裁判所ニ附隨スル制度ヲ改メマシテ、
之ヲ分離シタイ、而シテ司法權ノ行使ト檢察
權ノ行使トノ區別ヲ明カニシテ、司法ノ神聖
ヲ確保シテ行キタイト云フ筋ニアル次第デ
ゴザイマス、何分是ハ重大ナ問題デゴザイマ
シテ、且之ヲ實現スル爲ニハ相當厖大ナ
豫算モ要シマスルノデ、目下司法制度調査
委員會ニ於キマシテ慎重ニ十分検討ヲ煩ハ
シテ居ル次第デゴザイマス、第二ノ問題ハ
大審院長ノ監督權擴張ト云フコトデアリマ
ス、此ノ問題ノ要旨ハ、大審院長ニ於テ單
ニ其ノ院ノミニ對シ監督權ヲ有スルニ過ギ
ザル現行制度ヲ改スマシテ、之ヲ下級裁判
所全部ニ及シテ、以テ司法權ノ獨立性ヲ強
化スベシト云フ趣旨デアリマスル、アリマ
スルガ、大審院長ヲシテ全國ノ裁判所ノ行
政監督權ヲ行使セシムルト致シマシテモ、

シテ之ガ補助ヲ爲サシムルコトトナルヤニ
セザル關係上、勢ヒ大審院ノ部長等ヲ煩ハ
存ゼラレマス、然ルニ大審院ハ法律ノ解釋、
適用ニ付テノ最モ權威アル機關トモ謂フベ
キモノデアリマスルカラ、行政事務等ニ煩
ハサル、コトナク、本來ノ使命タル法律ノ
解釋、並ニ裁判事務ニノミ專念セシムルヲ
可ト存ジテ居ル次第デアリマス、サウ云フ
私方今申上ゲルヤウナ議論モ亦相當肯綮ニ
申ルモノト考ヘテ居リマスルカラ、尙篤ト
考究ノ上此ノ點ヲ決定シタイト存ジテ居ル
次第デアリマス、第三ハ控訴院、大審院ノ
部構成判事數增加ノ件ト云フノデアリマス
ルガ、此ノ問題ハ、其ノ要旨ハ、上訴裁判
ニ對スル國民ノ信賴ヲ保持スベシト云フニ
正案ノ如ク控訴院ハ五人ノ判事、大審院ハ
七人ノ判事ヲ以テ部構成致シテ居リマシ
タ處、種々ノ事情ニ依リ大正二年ニ至リ現
行制度ノ如ク改メラレ、以テ今日ニ及ンダ
モノデアリマシテ、其ノ間實務ノ上ニ於テ
少シノ支障ナキガ如クニ認メラル、ノミナ
ラズ、之ガ實現ノ爲ニハ多數ノ判事ノ増員

ヲ必要トスル關係モアリマスルカラ、尙十分考慮致スベキ問題トシテ研究ヲ致シテ居ル次第デアリマス、第四ノ問題ハ判事ヲ辯護士カラ採用シテハドウカト云フ問題デアリマス、此ノ問題ノ要旨ハ判事ノ任用制度ヲ改メマシテ辯護士ヨリ採用スルコトトシ、裁判ヲシテ國民ノ實生活ニ適合セシメテ以テ司法ノ尊嚴ヲ保持スベント云フ趣旨ニアルヤウデアリマス、原則トシテ司法官試補ヨリ判檢事ヲ採用シツ、アル現行制度ヲ一擲シマシテ其ノ總テヲ辯護士中ヨリ採用セムト致シマシテモ、判檢事ノ待遇ヲ改善セザル限リ、之ニ依テ果シテ所期ノ如ク適材ヲ得ルヤ否ヤニ付疑問ノ餘地ガアルノデゴザイマスル、ノミナラズ其ノ他ノ點ニ於キマシテモ種々慎重ナ考慮ヲ要スル問題アリト存ジテ居リマスルカラ、俄ニ之ヲ實行スルコトハ到底困難ナルモノト思料致シテ居ル次第デアリマス、第五ハ、判事ノ定年制廢止ノ件デアリマス、此ノ要旨ハ裁判ノ得失ニ鑑ミ定年制度ヲ廢シ、年齡ニ拘ラズ練達堪能ナル判事ヲシテ職務ニ當ラシメ、裁判ニ對スル國民ノ信賴ヲ保持スル要アリト云フニアリマシテ、定年制ノ爲ニ有爲ノ士ヲ失フコトアルハ甚ダ遺憾トスル所デアリマスルガ、司法部内全般ノ人

事ノ刷新ノ爲ニハ現在ノ處已ムヲ得ザルモノト考ヘテ居ル次第デアリマス、前段申上シテ居リマスル問題ハ、第一、第二、第三、第四トスウ云フ部門ヲ分シテ居リマシテ、第一ハ檢察ニ關スル事項、第二ハ豫審ニ關スル事項、第三ハ公判ニ關スル事項、第四ハ拘留期間ニ關スル問題、第五ハ辯護權ニ關スル問題、斯ウ云フ五部門ニ分レテ特別委員ニ於テ御調查御審議ヲ願フコトニナッテ居ル次第デアリマス、尙之ヲ細カク分類シタ項目ニ付テ申上ゲルコトハ却テ煩雜デアルト思ヒマスルカラ、省略致シマス、要スルニ、御承知ノ如ク、先年來司法部ニ對スル世ノ中ノ批判ガ囂々トシテ揚ガリマシタ其ノ反映ト致シマシテ、衆議院ニ於テ第七十一議會以來數回ニ亘リマシテ此ノ決議案等ガ出マスル、此ノ情勢ニ鑑ミマシテ、前段申シマスル通りニ、七月此ノ調査會ヲ設置致シマシテ、司法部ノ根本ノ改革ニ付テノ成案ヲ得タイ爲ニ調査ヲ進メテ居ル次第デゴザイマス、議員提出ノ此ノ案ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテハ只今ノ處之ニ贊成スル意ハ毛頭持ッテ居ラナイノデアリマシテ、其ノ調査會ノ成案ヲ得次第ニ著々實現ヲ期シ得ラル、モノハ次ノ議會カラデ

事ノ刷新ノ爲ニハ現在ノ處已ムヲ得ザルモノト考ヘテ居ル次第デアリマス、前段申上シテ居リマスル問題ハ、第一、第二、第三、第四トスウ云フ部門ヲ分シテ居リマシテ、第一ハ檢察ニ關スル事項、第二ハ豫

モ提案致シマシテ、御協賛ヲ仰グヤウニシタイト努力ヲ拂ツテ居ル次第デゴザイマス、政府ニ於キマシテハ此ノ議員ノ提出ソ法案ニ對シテ

右様ノ次第デゴザイマスルカラ、政府ニ於

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

大澤徳太郎君

要一君

倉元 岩田

大森 洪太君

松阪 廣政君

森山武市郎君

司法政務次官

司法省民事局長

司法省刑事局長

司法書記官

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中德兵衛君

昭和十四年三月十九日印刷

昭和十四年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局